

## 第9節 相続税・贈与税

### 1 政策決定過程

相続税・贈与税については、平成6年度税制改正以降、本格的な改正議論はしばらく行われなかった。しかし、平成9年秋以降の厳しい経済状況を乗り越える過程でその在り方は再び注目を浴び、平成11年度税制改正以降、いくつかの改正が実施された。次の2で相続税、3で贈与税の政策決定過程をそれぞれ検討するが、以下でその概要を簡単に論じておく。

まず相続税については第2章で述べたように、バブルによる地価高騰が税負担を大きく増大させて一部で社会問題を引き起こした。それが平成4年度及び平成6年度と二度にわたる減税につながったが、この問題は地価下落とともに次第に鎮静化した。平成9年秋以降、大手金融機関が相次いで破綻するなど日本経済は厳しい経済状況に突入し、そうした状況からの脱出を模索する中で、「重い相続税負担が中小企業の事業承継を阻害している」との声が次第に強まった。平成11年度税制改正（この時に所得税や法人税の「恒久的減税」が実施された。）で、事業用の小規模宅地に対する負担軽減措置が拡充されたが、その後、中小企業活性化が論点となった翌平成12年度税制改正で、相続税が税制改正の中心テーマの一つに浮上する。

議論の発端は、中小企業の活性化をテーマに掲げた小渕首相が、世界的にも高いとされた最高税率（70%）の引下げを表明したことであったとされる。しかし、これに対しては、ごく一部の金持ちを優遇するだけとの批判が強まり、結局見送られる一方で、次第に論点は中小企業の経営者が保有する自社株式（非上場株式）の相続税課税問題（いわゆる「事業承継税制」の問題）に集まっていく。ただし、そうした自社株式に限定して相続税負担を大胆に軽減することに対しては、中小企業経営者の相続の実態が必ずしも明らかでない中で異論も強かった。結局、抜本的な負担軽減策がとられることはなく、既存の制度枠組みの中で、いくつかの相続税の負担軽減措置（非上場株式の評価方法の計算式改定など）がとられることとなった。

なお、相続税の最高税率引下げ論は翌平成13年度税制改正でもう一度、論点に浮上する。しかし、やはり金持ち優遇との批判が上がって見送りとなり、平成11年度改正に続いて再度、事業用の小規模宅地に対する負担軽減措置が拡充された。

一方、贈与税についても、厳しい経済状況を打開する観点から見直しが行われた。平成11年度改正以降、毎年のように、景気対策としての住宅市場活性化が税制改正の重要な論点となり、その一環で親から子への財産贈与を促す観点から贈与税の負担軽減が行われた。具体的には、平成11年度税制改正で住宅取得資金の贈与に対する特例措置が拡充され、続いて平成13年度改正で基礎控除の拡張が実施された。

このように平成11年度税制改正以降、相続税・贈与税の一連の改正が行われた。しかし、その機運が高まった割に、税率構造や主要な控除の見直しはことごとく見送られるなど、改正自体は小粒にとどまった感は否めない。ただし、当時の議論が後の改正、すなわち、累進税率の緩和（平成15年度改正）や事業承継税制の創設（平成21年度改正）につながっていく。そうした観点から、当時、展開された議論を記録にとどめておく必要があるといえる。

## 2 相続税の改正について

### (1) 平成11年度改正以降の改正

第2章で述べたように、平成初期にはバブルの生成と破裂で地価が大きく変動し、それに伴う相続税の負担軽減が再三にわたり実施された。しかし、地価が下落を続けると相続税負担が自然と軽減され、この問題は次第に鎮静化した。これによって相続税の改正も一段落する。<sup>1)</sup>

その後、議論が再び動き出すのは、平成11年度税制改正においてであった。当時は、平成9年秋以降に深まった経済危機を受けて橋本内閣が平成10年夏の参議院議員選挙後に退陣、後を継いだ小渕内閣によって、所得税・法人税の「恒久的減税」が議論された時期であった。この年には、恒久的減税以外にも住宅や投資促進など様々な政策減税が実施されたが、その一つに相続税の負担軽減が盛り込まれた。そのきっかけは重い相続税負担が中小企業の事業承継を阻害している、との指摘であり、この年の改正では結局、事業用の小規模宅地

表 3-9-1 小規模宅地等の課税の特例の推移

区 分		昭和58年～ (制度創設)	昭和63年～	平成4年～	平成6年～	平成11年～	平成13年～
事業用 宅地	減額割合	40%	60%	70%	80%		
	適用対象面積	200m <sup>2</sup>				330m <sup>2</sup>	400m <sup>2</sup>
居住用 宅地	減額割合	30%	50%	60%	80%		
	適用対象面積	200m <sup>2</sup>					240m <sup>2</sup>

(注) 本特例の適用を受けるには、相続人等が相続税の申告期限(相続開始後10か月)まで事業又は居住を継続する必要がある。

(出所) 財務省ホームページにより作成。

に対する課税の特例措置が拡充された。この制度は第2章でも説明したが、その変遷を表3-9-1に示しておく。改正前の制度では、小規模宅地は事業用・居住用ともに200m<sup>2</sup>まで、80%の課税価格の圧縮が認められたが、この平成11年度税制改正で、事業用についてはその特例の適用面積を330m<sup>2</sup>まで拡張した。「330m<sup>2</sup>」の根拠として、「東京、大阪、名古屋の三大都市圏の一戸建店舗兼住宅の敷地の平均的な面積が330m<sup>2</sup>前後」といった報道がなされている。<sup>2)</sup>

続く平成12年度税制改正で、相続税改正は大きな争点に浮上する。経済危機が一段落する中で、平成11年春から経済再生の議論が「産業競争力会議」で行われていたが、更なる経済再生に向けた次の一手として中小企業活性化が議題に上り、その一環で中小企業の相続税問題が注目を浴びた。それについては「第4節 法人税その1」の5でも触れたが、当時の議論の高まりは、次のような主張によく表現されている。<sup>3)</sup>

自民党の商工部会長を務める衆議院議員の江口一雄さんに話を聞いた。「日本経済が息を吹き返しつつある大事な局面。あと一押しが必要なのです」と江口さん。相続税見直しの背景には中小・ベンチャー企業の経営環境を改善する狙いがある。近年、企業の廃業率は開業率を上回っている。相続税を払えずに、事業の継続をあきらめ、歯が抜けたような状態になってしまった繁華街が日本中で見られるという。

これに関して、小淵首相は議論の初期段階(平成11年8月)で、世界的にも高いとされた70%の最高税率の引下げを打ち出した。その決意は次のように報

道されている。<sup>4)</sup>

小渕恵三首相は〔平成11年8月〕25日午前、都内で講演し、相続税のあり方について「(今秋の)臨時国会ではダメかと思うが通常国会を含めて70%の最高税率を引き下げていかなければならない」と述べ、来年の通常国会で相続税減税を目指す意向を表明した。今秋の臨時国会に関しては「これを中小企業国会にしなければならない。補正をするかどうかという問題もある」と語り、中小・ベンチャー企業の振興策を拡充するとともに、99年度〔平成11年度〕第2次補正予算の編成を柱に積極的に景気を下支えしていく考えを打ち出した。

現在の相続税は一人当たりの相続税財産額に応じ、10%（相続財産800万円以下）から70%（同20億円超）までの9段階の税率を適用している。首相は最高税率引き下げについて「要望は非常に強いと思っている」と述べ、相続税負担が重すぎるために事業継続が難しくなっている中小企業経営者に配慮する観点からも抜本的に見直す必要があるとの認識を示した。

もっとも、相続税の最高税率引下げ論には批判も強かった。特に、平成6年度税制改正で相続税の税率区分が緩和され、最高税率が適用されるほどの財産を残して亡くなる個人は年間10人程度しかいないことが明らかとなり、その税率引下げが経済に及ぼす影響は極めて限定的である一方、富裕者優遇になるとの批判が出た。そこで次に注目を集めたのは、中小企業経営者の未上場の自社株式の相続税課税問題（制度の概要は次の(2)で説明する。）であった。中小企業経営者の資産の多くが土地と自社の株式であり、地価の下落や（先にも述べた）小規模宅地の特例拡充などで相続税における土地の比重が下がる一方で、今後、重要となるのは自社株の相続問題、と指摘された。<sup>5)</sup> そうした議論の転換は次のように報じられている。<sup>6)</sup>

〔平成11年11月〕5日の衆院本会議。宮澤喜一蔵相は「70%を最高税率とする相続税の適用は全国で被相続人にして10人ぐらいだ。中小企業の問題はその問題でなく、別のところを工夫しなければならない」と、相続税の最高税率引下げに異論を唱えた。

そもそも相続税減税は、小渕恵三首相が9月の自民党総裁選で中小企業支援策の柱として打ち出した。首相は最高税率の70%から50%への引き下げを検討

する意向を表明しているが、大蔵省などは難色を示す。「相続税減税は最高税率引き下げよりも、中小企業の事業承継の円滑化に重点を移していった方がいい」——党税調首脳は最近になって、首相官邸に「軌道修正」を求めるメッセージを送った。

こうして、自社株式の相続税負担の在り方に議論の焦点が当たるが、その負担の大胆な軽減にも異論が出ていた。これに関して、2人の識者の意見が伝えられている。<sup>7)</sup>

東京大学教授の宮島洋さんは違った意見だった。「子の経営能力を問う仕組みがないまま親の事業を受け継ぎやすくするのは疑問です。日本商工会議所などが主張している事業承継をきっかけとした新分野へのチャレンジなどが進むといったことが本当に言えるのかどうか…」。

政策研究大学院大学助教授の大田弘子さんも似た考え方だ。「資産格差が広がる相続税の一段の優遇措置には反対です。相続税を払えなくて廃業した中小企業は何件あるのか実態を調べるべきです」

このように、中小企業の相続の実態が必ずしも明らかでなく、意見の集約ができなかった。結局、相続税の抜本改正は先送りされ、中小企業経営者の負担軽減を念頭に置いた小規模な見直し、具体的には、自社株式の評価方法の変更(次の(2)で説明するように、制度の大枠は変えず適用する式を変更する。)や相続税の延納(これについては第2章で説明した。)の際の利子税の引下げが平成12年度改正として実施された。

相続税の改正議論は、翌平成13年度税制改正でもう一度持ち上がる。この時も最高税率の引下げに焦点が当たるが、再び金持ち優遇との批判から見送られた。そして、中小企業経営者への配慮から、事業向けの小規模宅地に認められる課税価格の80%の減額特例の上限を、330m<sup>2</sup>から400m<sup>2</sup>に拡張する措置がとられた(表3-9-1を参照のこと)。

このように、相続税の見直し論議は盛り上がりを見せたが、改正自体は小粒なものにとどまった。しかし、最高税率の引下げを含む累進税率構造の見直しはこの2年後(平成15年度税制改正)に実施され、また、中小企業の自社株式

の問題は、その後平成21年度税制改正で「事業承継税制」の創設につながる。平成15年度改正では、相続税と贈与税の課税を一体化する「相続時精算課税制度」も導入された。このように、当時行われた議論はその後も残り続け、後の改正を促す伏線となったと考えることができる。

## (2) 非上場株式の評価方法の変更

贈与税の改正に話を進める前に、平成12年度における相続税の非上場株式の評価方法の変更について簡単に説明する。非上場株式は市場で取引されないため、上場株式と違ってその評価が難しく、それは国税庁の通達による計算式で決めることになっていた。先に述べたように、平成12年度税制改正でこの非上場株式の相続税負担軽減が論点に浮上するが、結局、制度の抜本改正はなされず、その計算式の見直しが行われた。以下ではその概要を述べる。<sup>8)</sup>

まず、大会社（例えば、従業員数100人以上の会社）における非上場株式の評価方法を述べると、企業の純資産額を発行株式数で割った純資産価額を用いる「純資産価額方式」と、類似業種の株価を用いる「類似業種比準方式」の2方式の選択となっていた。「類似業種比準方式」を少し説明すると、まず、類似業種の平均株価に当該企業の配当や利益、純資産などの状況を反映させた値（便宜上、これを「 $\alpha$ 」と呼ぶ。 $\alpha$ の計算方法はここでは省略する。）<sup>9)</sup>を計算する。これに0.7をかけた類似業種比準価額を、相続税の評価額に用いる。

$$\text{類似業種比準価額} = \alpha \times 0.7 \quad (1)\text{式}$$

なお、以下では、この「0.7」を便宜上、「調整割合」と呼ぶ。

一方、中小会社の場合は「純資産価額方式」、または「純資産価額方式」と「類似業種比率方式」の併用方式の選択制であった。併用方式の計算式は以下のとおりである。

$$\text{類似業種比準価額} \times L + \text{純資産価額} \times (1 - L)$$

ここでLは中会社（大会社と小会社の間）の場合0.9（大会社に近い場合）から0.6（小会社に近い場合）と定められ、小会社（大雑把に述べると従業員100人未満

で総資産や取引額が小さい会社)は0.5の値をとることとなっていた。

先に述べたように、この平成12年度改正では中小企業の相続税負担軽減が問題となり、その結果、中小会社の併用方式で適用される「類似業種比準価額」の計算式(11式)の「調整割合」が見直された(見直しは国税庁の通達で行われた。)。すなわち、これまでのように一律的に0.7をとるのではなく、中会社の場合は0.6、小会社の場合は0.5をとることとされ、<sup>10)</sup> 中小会社でその評価額を小さくすることとなった。

#### [注]

- 1) 平成8年度税制改正で、相続前3年間に取得購入した不動産の評価に関する見直しが行われたが、これについては既に第2章で論じた。
- 2) 『日本経済新聞』平成11年3月1日朝刊。
- 3) 『日本経済新聞』平成11年10月17日朝刊(「エコノ探偵団」)。
- 4) 『日本経済新聞』平成11年8月25日夕刊。
- 5) 『日本経済新聞』平成11年9月7日朝刊。
- 6) 『日本経済新聞』平成11年11月8日朝刊。
- 7) 『日本経済新聞』平成11年10月17日朝刊(「エコノ探偵団」)。
- 8) 実際の制度はやや複雑なため、以下の説明は制度のエッセンスにとどめる。詳細は武藤健造・高野俊信『平成12年度版税法便覧』(税務研究会出版局)などを参照のこと。
- 9) 詳細は武藤健造・高野俊信『平成12年度版税法便覧』(税務研究会出版局)651-653ページを参照のこと。
- 10) ほかに、「小会社」の条件変更や「 $\alpha$ 」の定義の見直しがなされた。

### 3 贈与税の改正について

次に贈与税の改正を述べる。贈与税は生前贈与に対して課税され、相続税の補完税との位置付けがなされる。その構造は比較的シンプルで、基礎控除を引いた後の課税財産額に超過累進税率が適用されるが、これ以外に次の2点の特例が重要であった。第一に、配偶者が居住用不動産を購入するために受け取った贈与に対しては、2000万円までの配偶者控除が認められた。第二に、父母や祖父母から住宅取得資金に関する贈与を受けた場合は、贈与額1000万円まで、その年の所得が1200万円以下の個人という条件付き(平成11年度改正前の場合)で「五分五乗方式」による課税を行うことが認められた。なお、「五分五乗方

式」の算式は以下のとおりである。

住宅取得のための贈与に対する税額

$$= (\text{贈与住宅取得資金} \times 1/5 - \text{基礎控除}) \times \text{税率} \times 5$$

こうした方式によって基礎控除が実質5倍（60万円×5＝300万円）となり、また、贈与額の5分の1への圧縮で超過累進税率構造をとることから税率も低くなり、その税負担が軽減された。

先に述べたように、贈与税は相続税の補完税とされるが、平成8年度以降の改正は相続税改正と少し異なる視点から行われた。すなわち、経済が停滞を続ける中で、親から子への贈与を促すことによる住宅市場の活性化という景気対策であり、具体的には平成11年度と平成13年度で改正がなされた。以下で順番に説明する。

まず、平成11年度税制改正では、これまでも述べたように、大手金融機関の破綻など厳しい経済状況の打開のために、所得税や法人税の恒久的減税が決定されたが、これと併せて住宅や投資促進などの政策減税も実施された。特に、「第3節 所得税その2」の住宅税制の項で述べたように、当時の住宅市場の停滞は記録的とされ、贈与税の見直しはその対応で行われた住宅減税の一環と位置付けられた。具体的には、先に述べた父母や祖父母から住宅取得資金を贈与されたときに適用される課税特例（五分五乗方式による課税）の適用範囲が拡大された。すなわち、特例が適用される贈与額の上限が1000万円から1500万円に拡充され、また適用対象となる住宅の床面積の上限（従来は240m<sup>2</sup>以下）が撤廃された。

次に平成13年度税制改正では、これまで60万円であった基礎控除が110万円に拡充された。住宅市場の活性化を促す観点から当初、自民党の亀井静香政調会長が基礎控除を500万円から1000万円程度まで大きく拡充する案を示したが、<sup>1)</sup> 大蔵省が生前贈与による相続税の租税回避につながるとして反対したことに加え、贈与税の基礎控除が独身の給与所得者の課税最低限（114万4000円）を上回ることは、不労所得の優遇となり公平面で問題があるとの指摘が出た。結局、60万円の基礎控除を100万円程度まで引き上げる案で議論が収斂していく。<sup>2)</sup> 自民党は当初120万円を主張したが、平成11年10月から連立を組む公明

党が給与所得者の課税最低限を下回るべきだとして100万円を主張、結局110万円に落ち着いたという。<sup>3)</sup> ただし、住宅資金の贈与に適用される「五分五乗方式」の課税にもこの控除引上げが適用されるため、その課税最低限は実質的に300万円から550万円に大きく拡充された。

〔注〕

- 1) 『日本経済新聞』平成12年4月24日夕刊。
- 2) 『日本経済新聞』平成12年11月29日朝刊。
- 3) 『日本経済新聞』平成12年12月14日朝刊。